

# 「イングランドにおける 地方団体の構造」協議書

(THE STRUCTURE OF LOCAL GOVERNMENT IN ENGLAND, A CONSULTATION PAPER)  
(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 044 (MAR.30,1992)

## まえがき

(「イングランドにおける地方団体の構造」協議書 本文)

序論

歴史

現在の構造

地方団体の機能と役割

行政サービスの管理者としての地方団体

ロンドン・大都市圏以外の地域における改善の展望

地方圏における一層制の地方団体への移行の利点

ロンドン及び大都市圏

パリッシュ

改革のスケジュール

財政措置

選挙制度

実施時期

協議書に対する意見

付属資料A 地方団体の役割－現在の主要な業務

付属資料B 実施スケジュール

財團法人 自治体国際化協会

(ロンドン事務所)

イギリスにおける現在の地方自治制度は、基本的には19世紀に固まったが、その後、1965年、1972年及び1985年の改革により、現在の形をとるに至っている。これらの改革により、いわゆるロンドン及びその他6つの大都市圏においては、日本でいう「県」に相当するものがなくなり、その内部、つまり市区町村に相当する「ディストリクト」が、基本的には県としての行政事務も行うことになった。

昨年4月、地方自治所管行政庁である環境省は、1994年4月1日を目途に、イングランドの大都市圏以外の地域においても地方構造の全面的見直しを提案した。

本文は、この地方制度の大改革について、環境省がその基本構想を明らかにした「Consultation Paper」を翻訳したものである。

「イングランドにおける地方団体の構造」協議書  
(THE STRUCTURE OF LOCAL GOVERNMENT IN ENGLAND, A CONSULTATION PAPER)  
本 文

版權者 英国政府 1992年  
British Crown copyright 1992

イングランドにおける地方団体の構造  
(THE STRUCTURE OF LOCAL GOVERNMENT IN ENGLAND)

協議書(A CONSULTATION PAPER)

目次

	頁
序論 .....	1
歴史 .....	1
現在の構造 .....	2
地方団体の機能と役割 .....	3
行政サービスの管理者としての地方団体 .....	3
ロンドン・大都市圏以外の地域における改善の展望 .....	4
地方圏における一層制の地方団体への移行の利点 .....	4
ロンドン及び大都市圏 .....	5
パリッシュ .....	5
改革のスケジュール .....	6
財政措置 .....	9
選挙制度 .....	9
実施時期 .....	9
協議書に対する意見 .....	10
付属資料A：地方団体の役割——現在の主要な業務 .....	11
付属資料B：実施スケジュール .....	14

# イングランドにおける地方団体の構造

## 協議書

### 序論

- 1 1991年3月21日に環境大臣（及び、スコットランド大臣、ウェールズ大臣）は、地方団体に関する政府見解を発表した。これは中間報告であり、現在、さらに詳細な提言の基礎とするために、多数の協議書の作成に着手している。
- 2 この協議書は、イングランドにおける地方団体の構造(local government structure)のみを対象としている。スコットランド及びウェールズの地方団体の構造、並びに新地方税、地方団体の内部管理については、別の協議書を作成している。
- 3 政府は、一層制の地方制度がまだ採用されていない地域においても、一層制に向かう動きがあると確信している。この協議書は、このような一層制への動きを実現するための政府の提案を示したものである。また、パリッシュがいかなる役割を担うべきか、地方の選挙区を改めるべきか否か、等々の関連事項についても触れている。
- 4 地方団体の構造は重要な問題であり、さまざまな意見が展開されるものと思われる。政府は、これらの意見に耳を傾け、注意深く検討することにする。

### 歴史

- 5 現代のイングランドの地方団体の起源はかなり古い。県(shire county)もパリッシュ(parish：教区)もサクソン時代まで遡ることができる。中世の時代には多くの都市(borough：バラ)が国王から勅許(Royal Charter)を獲得し、その勅許のもとに、自分たち自身で統治できるようになっていた。都市以外の地域では、行政的なサービスは治安判事(justice of the peace)及びパリッシュによって行われていた。パリッシュは、教会教区としての役割と共に、世俗的な機能を果たしていたわけである。また、公共道路や下水道などの特定のサービスは、単一目的の行政機関(single-purpose bodies)によって提供されていた。
- 6 19世紀には都市部が急激に成長し、保健、住宅、下水道、治安などの新しい問題が持ち上がるようになった。そして、それぞれの問題ごとに単一目的の行政機関(single-purpose bodies)が設立され、問題に見合った数の行政機関が出現したが、その多くは公選の議員によって代表される機関であった。その後、単一目的の行政機関は、公衆衛生や教育など別の分野においても設立されるようになり、勅許を受けた都市の構造や選挙制度も整備されるようになった。19世紀末になると、県(county)、特別市(county borough)、町(urban district)、村(rural district)及び大部分のパリッシュに公選の議会(council)が設立されるようになった。
- 7 19世紀末に定められた地方団体の骨格は、1960年代まで大きく変わることはなかった。大きな都市では、単一の地方団体(county borough council：特別市

) が教育、警察、消防、上下水道を含むすべての地方団体のサービスを実施していた。その他の地域では、いくつかのタイプの地方団体が重複して存在した。まず、県(county council)は計画、教育、社会事業といった主要な行政サービスを担当していた。県の下に小都市でのサービスを担当する市(municipal borough)、町(urban district)があった。都市部のパリッシュは議会(council)を持っておらず、行政サービスは提供していなかった。農村部には県の下に村(rural district council)があった。村の下にはパリッシュがあり、これらのパリッシュは独自の議会(council)をもち、地方団体としての機能をわずかながら持つもののが多かった。

8 ロンドンには、19世紀の半ばまで、さまざまな機能を持った300前後の暫定的な機関(ad hoc bodies)と基幹施設、特に下水道を提供するロンドン公共事業委員会(Metropolitan Board of Works)があった。これらの機関は次々に統合され、その結果、19世紀の終りになると、(ロンドン公共事業委員会に代わって設立された)ロンドン県(London County Council)と28のロンドン区(metropolitan borough)がロンドンの地方団体となっていた。

9 しかし、19世紀の間に人口が増加しその分布が変化したために、地方団体の権限が変わらなかつたにもかかわらず、管轄人口は急激に増大していった。また、地方団体の財源も大きく変わり、行政需要のスケールも大きくなつた。

10 政府は、地方団体がこのような長い発展過程の中で培つて来た伝統と形式の重要性を認識している。

### 現在の構造

11 現在の地方団体の構造は、主に1963年のロンドン自治法(London Government Act 1963)及び1972年の地方自治法(Local Government Act 1972)、1985年の地方自治法(Local Government Act 1985)に基づいている。

12 1960年の「ロンドンの地方自治に関する王立委員会(Royal Commission on Local Government in London)」の報告書に従つて、1963年のロンドン自治法は大ロンドン県(Greater London Council:GLC)を設立し、その境界を定め、その中を32の区及びシティ・オブ・ロンドン(City of London)に分割した。

13 モード卿(Lord Redcliffe-Maud)が議長をつとめた「イングランドの地方自治に関する王立委員会(the Royal Commission on Local Government in England)」は、1969年に報告書を提出した。その提案は、リバプール、マンチェスター、バーミンガムを中心とした大都市圏では、ロンドンにおける地方団体の構造をモデルとした二層制の地方団体を設け、それ以外の地域では58の一層の地方団体が、すべての地方団体の機能を遂行する(ただしパリッシュの機能は別)というものであった。

14 長い議論の後、1972年の地方自治法は、モード報告とは異なる制度、すなわち、6大都市圏(すなわち、ウェストミッドランド、マーシーサイド、グレーター・マンチェスター、ウェストヨークシャー、サウスヨークシャー、タイン・アンド・ウェア)には県(metropolitan county)とディストリクト(district)から成る二層

の地方団体を、残りの地域においては大都市圏とは違った機能配分を持つ二層の地方団体を定めた。同法では、大都市圏の県とディストリクトの管轄地域、及び地方の県(shire county)の区域については法律で定め、残りのディストリクトについては規則で定めることとした。この新しい地方団体の構造は、1974年に実施された。

15 また、1972年の地方自治法により、地方団体区域検討委員会(Local Government Boundary Commission)が設立された。この委員会の主な役割は、1974年の組織改正にあわせて地方のディストリクトの境界を定めることであったが、それ以来地方団体の区域の定期的な見直しと、地方の選挙区の見直しが行われるようになつた。

16 1985年地方自治法により、大ロンドン県(GLC)及び大都市圏の県が廃止された。このことによって、単一の地方団体(ロンドン区、ディストリクト)がロンドン及び大都市圏におけるほとんどの地方行政を担当するようになったわけである。内ロンドン教育庁(Inner London Education Authority)も1990年に消滅した。大ロンドン県及び大都市圏の県が廃止されたことにより、その最初の年には約1億ポンドが節約され、約6,500人分のポストが廃止された。

### 地方団体の機能と役割

17 政府は事務の効率的な配分が非常に重要であると判断している。現在の地方団体間の事務配分は「付属資料A」に示している。

18 近年地方団体は、いくつかの分野において、その権限を失っている(たとえば、専門学校(polytechnics)は、現在中央政府によって資金援助を受けている)。しかし一方では、地方団体の責務が増加している分野もある(たとえば、地域における介護(care in the community)や、若年者の特別保護など)。また教育、社会事業、ゴミの収集・処理などの多くのサービスの分野においては、地方団体の役割がかなり変わりつつある。

### 行政サービスの管理者としての地方団体

19 地方団体の責務が、これまでのサービスを提供するという責務から、その提供を確実にするという責務に変わりつつある。サービスを直接提供するという職務から解放されれば、サービスの基準を設定し、なすべき仕事を明確にし、その実施を監督するという地方団体の役割は非常に効果があがるはずである。

20 政府は、行政サービスの市場調査(market-testing)をし、市場調査によって適当と判断された場合には、当該サービスを外部委託する権限を付与されているが、これを地方団体のサービス・行政にも可能な限り広げるつもりである。地方団体は、サービスの最も適切な実施者を選ぶことができ、それによって、住民にも幅広い選択の余地を与えることができる。このねらいは最小の経費で最良のサービスを確保することにある。地方団体が直営的に行う場合よりも経費効果が高い(cost-effective)分野においては民間セクター及びボランティアが用いられるべきである。

## ロンドン・大都市圏以外の地域における改善の展望

- 2 1 従来、最も効果的な事務配分をするためには、地方団体の最適規模というものがあるという仮説があり、これが1972年の地方自治法の制定につながったのであるが、地方団体の役割の変化はこの仮説を大きくくつがえしてしまった。実際、すでに業務を外部委託している団体もあり、また効率性と迅速性を高めるために、他の地方団体と共同事業を行ったり、あるいはある特定のサービスの供給のためのより小さな行政ユニットを組織している地方団体も存在する。
- 2 2 地方圏にあっては、現在の二層制がいまなお満足すべき状態になっていないところもある。すなわち、1974年の制度改革で登場した地方団体の中には、地域社会にまだ完全に受け入れられていないものも存在するのである。そこでは、行政を統一するために歴史と伝統が無視されたと感じる向きがある。これは県レベルに限られた問題というものではなく、また、ディストリクトのレベルに限られた問題というものでもない。県が、地域社会に受け入れられていない場合もあれば、ディストリクトが受け入れられていない場合もある。
- 2 3 二層制の存在はまた、どのサービスにどちらの地方団体が責任を負うのかという点についても混乱を招く。現在の地方財政制度の下では、地方行政サービスに関する支出の大部分が県によって占められているにもかかわらず、地方税の徴収はディストリクトの責任となっている。このため住民は、県・ディストリクトのどちらに責任があるのか分かっていないことが多い。この混乱は県・ディストリクト双方の責任を不明確にしている。
- 2 4 地方団体の機能の細かな調整も望ましい。これは、関連するサービスが二層の地方団体によって所管されている場合、特に重要である（たとえば社会福祉と住宅事業やごみ収集と道路清掃）。計画策定のように二層の地方団体の共同作業が必要な場合、県とディストリクトとの政策の衝突や緊張関係が生じることがあり得る。

## 地方圏における一層制の地方団体への移行の利点

- 2 5 地方団体の構造を変えれば、すべての問題が解決されるというわけではない。しかし、地域のサービスを保障する行政機関を人々がはっきりと確認することができるというのは、望ましいことである。一層制の地方団体は官僚制の弊害を減少させ、サービスの調整の必要性を少なくし、質を向上させ、コストを減少させる。これは、県とディストリクトが共に効率的であり、その二層の地方団体がお互いに密接に協力している場合でも言えることである。すなわち、一層制の地方構造は、二層制の地方構造よりも、単純で合理的という利点があるといえる。一層制の構造は、納税者に対する地方団体の財政責任を明確にするという点でも重要である。住民は、誰が予算を編成し、誰がその予算に見合う行政サービスを実施し、また自己の納める地方税が地域の行政サービスに実際に使われている費用とどういう関係にあるのかを知る必要があるのである。

26 また、地方圏に単一の地方団体の制度を導入しようとすることは、住民自身にとっての地域社会と地方団体を密接に関連づける機会を提供するだろう。ある住民にとっての地域社会は、現在の県の区域であろうし、ディストリクトの区域であることもあり得る。また、1974年以前の県や特別市、あるいは1974年の地方制度改革以後できあがって来た新しいコミュニティということも考えられる。これは地方に対する住民の関心を増大させ、そして、地方団体をもっと応答的な、責任あるものにしていくに違いない。政府は、制度改革が地方の伝統的な地位を可能な限り受け継ぐことを期待している。

27 政府は、県あるいはディストリクトのいずれか一方を全面的に廃止しようと考えているわけではない。より効率的で、責任感のある地方団体、しかも、住民の地域社会に対する帰属意識を反映できる地方団体にするために、単一の地方団体に向かっての変更を開始することが正しいと考えているだけである。地域によっては、既存の地方団体の合併が最良という場合もあるであろうし、別の地域では、全く別の地方団体を作るのが最良という場合もある。場合によっては、二層の地方団体が最良ということもあり得る。要は、それぞれの地域の特殊事情に一番マッチする構造を造り上げることである。

#### ロンドン及び大都市圏

28 政府は、ロンドン及び大都市圏の地方団体の構造を変更するという計画は持っていない。しかしながら、ボランティア部門や芸術に対する補助金のように、ロンドン全体に対して一括して交付した方が望ましいが、現実には、区ごとになされているものもあるため、これらをどのように改善していくべきか、さまざまな意見を期待している。

#### パリッシュ

29 イングランドには、10,200のパリッシュがあるが、そのすべてはロンドンの外にあり、ほとんどが小都市や農村地域にある。約8,200のパリッシュ議会(parish council)があり、それぞれ1パリッシュもしくは数パリッシュを管轄している。また、すべてのパリッシュに全有権者に開放されたパリッシュ総会(parish meeting)がある。議会(council)を持っていないおよそ1,400のパリッシュの場合、総会に議会の権限が付与されることもある。ロンドンの場合、いわゆるコミュニティを見いだすことが容易でないので、パリッシュ議会を作ろうという考えは存在しない。

30 パリッシュの規模は大小さまざまである。すなわち、人口10人という小さなものもあれば、40,000人という規模のものもある。新しいパリッシュは、ロンドン以外の地域で、環境大臣の命令によって作ることができる。ただし、環境大臣の命令は、地方団体区域検討委員会(Local Government Boundary Commission)の勧告に基づいたものでなければならない。

3.1 パリッシュは、生活環境に関するある程度の権限を持っている。貸農園 (allotment)、集会所 (local public building)、オープン・スペース、スポーツ施設、埋葬地、専用駐車場 (off-street car parks)、歩道の街灯などが、その例である。貸農園を除くすべての事務はディストリクトとの共同管轄である。また、パリッシュは、地方団体の計画担当課に対して計画許可の申請 (planning application) があった場合、関係事項の相談を地方団体から受ける権利を有している。ディストリクトの地方税の徴税にパリッシュ税の上積みを依頼することもできる。

3.2 かなり末端の地方レベルの運営にあたって、パリッシュは公共施設を提供したり住民の意見を代表するなど、有益な役割を担っている。政府は、特に新しい単一の地方団体が設置され広範な地域を管轄するようになった場合には、パリッシュの役割を高める必要があるかどうか検討するケースも起こり得ると考えている。政府は地方の多くの住民、とりわけ農村地域の住民にとって重要なこの問題に関するさまざまな意見を期待している。

## 改革のスケジュール

### (1) 地方団体委員会 (Local Government Commission)

3.3 政府は、イングランドの現在の地方団体の構造の改革を検討するために、独立の機関すなわち地方団体委員会を新しく設置することを提言する。その委員長並びにメンバーは、環境大臣及び内務大臣によって任命される。

3.4 政府は、単一の地方団体に移行していくためのガイドラインを作成する予定である。地方団体委員会の職務は、このガイドラインの趣旨に添って、地方団体の構造の改善に関する助言を環境大臣に行うことにある。同委員会は、また、新しい地方団体の管轄区域を越えて処理しなければならない事務をどうするか、という点に関しても勧告することができる。

3.5 地方団体委員会は、現在、地方団体区域検討委員会 (Local Government Boundary Commission) によって行われている業務についても、引き継ぐことが予定されている。

### (2) 区域の設定

3.6 改革をどのようにして進めていくか、これは「付属資料B」に図式的に示している。政府は、まず、新しい一層制の地方団体の区画割りをする計画を作成する。この計画に基づいて、各地方団体の区域が定められる。この区域は、現在の県の一区域である場合もあれば、二つの県を包括する場合もあり、また、時にはいくつかの県と一緒にして新地方団体の区域とすることもあるというように、大小さまざまなるものと思われる。この区画割りに関する意見を期待している。

37 地方団体委員会は、住民の帰属意識・意見を参考にしながら、新地方団体それぞれの区域のアウトラインを提案する。次に、委員会は、それぞれの区域内に含まれる現在の地方団体及び関係団体の意見を聴取し、検討する。委員会が一度にどれだけの区域を検討できるかは、委員会の規模と構造による。政府は、一度に数件の区域を処理できるような機能を委員会に持たせたいと考えている。

38 新しい単一の地方団体を設定する場合、その区域を現在の県より小さくするか、ディストリクトより大きくするかという点に関する、あらかじめ定められた方針は全く存在しない。地方団体の規模は地方の状況によっておのずから定まるものと考えている。

39 この過程は、広域的に処理する必要のある問題に、安定的かつ公正な解決の基盤を与えるものと思われる。これはまた、一つのディストリクトだけで新しい地方団体を構成しようとする場合、隣接のディストリクトや県は、政府提案による一層制以外の地方制度を導入し得るということを意味する。

### (3) 改革案の要旨

40 新地方団体の具体的な改革構想に関して、区域内の地方団体その他の関係団体から意見を聴取する予定である。それに基づいて、地方団体委員会は以下の事項を検討する。

行政サービスの分担

長期的な経費並びに利益

過渡的な経費

必要な施設、人員

廃止を予定する行政サービスの計画

パリッシュの役割を高める提案（必要な場合）

広域施策、広域施設に関する提案（必要な場合）

ある地域で一層制の地方団体への改革が計画された場合、その改革が納得のいくものでなければならないのはもちろん、その改革に要する経費も納得のいくものでなければならない。改革は価値あるものであると同時に、経済的にも利益あるものでなければならないのである。政府は、コスト計算に基づいた詳細なガイドラインを発表する予定である。関係機関との十分な調整も必要である。政府案の提出期限も定める予定である。

#### (4) 意見の聴取

- 4 1 地方団体委員会は新地方団体の区域の勧告をするが、その勧告に関して住民の意見を聴取する。
- 4 2 また、他の利益集団の意見も聴取し、とりわけ当該計画に含まれる現在の地方団体、政府各省、監査委員会(Audit Commission)の見解を得ることにつとめる。
- 4 3 環境大臣は地方団体委員会の勧告に基づいて決定を下し、当該決定の実施を国会の議決に基づき、法律によって実施する。

#### (5) 実施

- 4 4 地域状況及び事務配分を前提とすることはもちろんであるが、政府は、現在の地方団体の事務のほとんどが新しい単一の地方団体の事務になることを期待している。
- 4 5 場合によっては、複数の地方団体が共同して事業を行い、経費・人員・施設の負担を、任意かつインフォーマルに決めが必要になる場合もある。ほとんどの場合、共同事業は満足のいく成果をあげるだろうが、サービスの供給を確実にするために、一定のサービスに関しては、地方団体の共同事業で実施しないことを取り決める必要がある場合も考え得る。
- 4 6 現在、地方団体の共同体（一部事務組合）で行うことを決定している事務があるように、2、3の事務については、制度改革後も法律で共同処理することが要請されるはずである。法律によって結成された共同体(joint authorities)のメンバーは、構成団体によって任命されることになるだろう。そして、共同体は自らの責任で支出決定を行うことになる。共同体に対して政府が直接的に補助金を交付するか、また、共同体を構成するそれぞれの地方団体に対して、地方税の上積み課税を依頼することができるようになるかどうかについては、さらに検討が必要である。共同体は、現在の共同体（一部事務組合）と同じように、それぞれのサービスごとに別々のものが設けられる予定である。これらの共同体は、職員の採用、土地・建物の取得、契約の締結などの一般的な権限を付与されるであろう。
- 4 7 共同体の持つべき機能及び果たすべき責任の詳細については、政令(secondary legislation)で定められる。政令では、また、共同体に関する事柄も定めるはずである。新地方団体への職員の配置、施設の配分は、環境大臣によって承認された地方自治委員会の提案に従って行われる。しかし、職員の配置・施設の配分が合意されない場合には、これらについても政令で定めることが必要となろう。

#### (6) 実施後の調整

- 4 8 制度改革後いかなる変更も法的に認めないとするのは分別が足りないといえるが、政府は、地方団体のタイプ並びに数の頻繁な変更は認めないという強い方針をもってこの制度改革にあたるだろう。大規模な改革後、再び変革を検討するには一定の期間（おそらく20年ほど）が必要と判断しているからである。これは、安定をもたらすためでもある。しかしながら、この期間内においても、地方団体の境界変更に関する現在の措置と同じような形で、小さな境界変更を行うことは必要である。

## 財政措置

- 4 9 地方団体の財政措置に関する政府の提案は、別の協議書、すなわち新しい地方税に関する協議書で示している。それらは非常に柔軟な案であり、この協議書に示した多様な地方団体の構造改革にも十分対応できるものと思われる。一層制の地方団体への動きは財政構造を単純にし、地方団体の納税者に対する責任を高めるという働きをするものと思われる。
- 5 0 新しい財政措置は、いかなる地域においても、新しい地方団体構造への移行過程に適切に対応することが必要である。このため、地方団体の構造改革は、財政年度の始め（4月1日）から実施することが必要である。

## 選挙制度

- 5 1 現在の制度のもとでは、イギリスの地方団体の選挙の形態はさまざまである。こうした選挙形態の複雑さが、住民の地方政治に対する無関心の原因となっているともいえる。地方議員の選挙のサイクル及び議員数に検討を加える場合もあり得るが、地方選挙の改革内容は別の協議書、すなわち、地方団体の内部管理に関する協議書で検討する予定である。

## 実施時期

- 5 2 この協議書に対する意見を考慮した上で、新しい一層制の地方団体を1994年4月1日に発足させることとしたい。ただし、そのためには、必要な法案が1992年夏までに国会を通過することが必要である。

## 協議書に対する意見

5 3 この協議書に対する意見は、下記に送付のこと。

環境省(Depertment of the Environment)

地方団体再検討チーム(Local Government Review Team)

Room N7/20

2 Marsham Street,

London SW1P 3EB.

協議書に対する意見は、1991年6月14日までに到着すること。また、意見書は2部添付されなければならない。意見書を入れた封筒の表には、「地方団体の構造(LOCAL GOVERNMENT-STRUCTURE)」と明記すること。

5 4 政府は、これらの意見書を印刷し、また、国会図書館または環境省図書館にて閲覧に供する予定である。自分の意見の公表を望まない者は、その旨を明記すること。その記述がないものについては、環境省では公表して良いものと判断して出版する。いずれの場合でも、寄せられたすべての意見書は、意見書の受領数・示された意見に関する統計数値の中に含まれることになる。

## 付属資料A 地方団体の役割——現在の主要な業務

### 非都市圏(Non-Metropolitan areas)

#### ディストリクト(District Councils)

公文書の保管

芸術振興<sup>1</sup>

建築規制

公共交通機関の料金割引制度<sup>1</sup>

経済開発

環境保全及び消費者保護

住宅建設

土地利用計画（鉱物資源、ごみ処理を除く地域計画及び開発規制）

地域博物館及び美術館<sup>1</sup>

専用駐車場<sup>1</sup> の管理

公園及びオープンスペース

運動場及びスポーツ施設

廃棄物の収集及び道路清掃

観光行政

（ボランティア団体に対する補助）<sup>1</sup>

地方税の徴収

選挙人の登録

### 県(County Councils)

考古学調査

公文書の保管<sup>1</sup>

芸術振興

職業紹介

民間防衛

海岸保護

公共交通機関の料金割引制度<sup>1</sup>

検死

経済開発<sup>1</sup>

教育

土地利用計画（鉱物資源及びごみ処理を除く地域計画及び開発規制）<sup>2</sup>

消防

図書館

地方道路及び交通対策

地方博物館及び美術館、広域博物館サービス

簡易裁判  
専用駐車場の管理<sup>1</sup>  
ケースワーク  
警察<sup>3</sup>  
保護観察の実施  
公共交通  
観光行政<sup>1</sup>  
通商基準（計量検定・商業取引基準の設定・消費者保護）  
ごみ廃棄及び規制  
(ボランティア団体に対する補助)<sup>1</sup>

旧大ロンドン県及び大都市圏地域(Greater London and Metropolitan County areas)

各構成地方団体(Unitary authorities)

考古学調査（大都市圏）<sup>4</sup>  
公文書の保管  
芸術振興  
建築規制  
職業紹介  
海岸保護  
公共交通機関の料金割引制度<sup>5</sup>  
検死  
経済開発  
教育  
環境衛生及び消費者保護  
住宅行政  
土地利用計画（個々の開発計画及び開発規制）<sup>6</sup>  
図書館  
地方道路及び交通対策  
地方博物館及び美術館、  
簡易裁判所（内ロンドンを除く）<sup>7</sup>  
専用駐車場の管理  
公園及びオープンスペース  
ケースワーク  
運動場及びスポーツ施設  
ごみ収集及び道路清掃  
観光行政  
通商基準（計量検定・商業取引基準の設定・消費者保護）  
ごみ廃棄及び規制（大部分の大都市圏）  
(ボランティア団体に対する補助)

地方税の徵収  
選挙人の登録

法令による共同事業

民間防衛

公共交通機関の料金割引制度（大都市圏）<sup>5</sup>

消防

警察<sup>7</sup>（大都市圏）

保護観察の実施<sup>7</sup>（内ロンドンを除く）

公共輸送機関<sup>8</sup>（大都市圏）

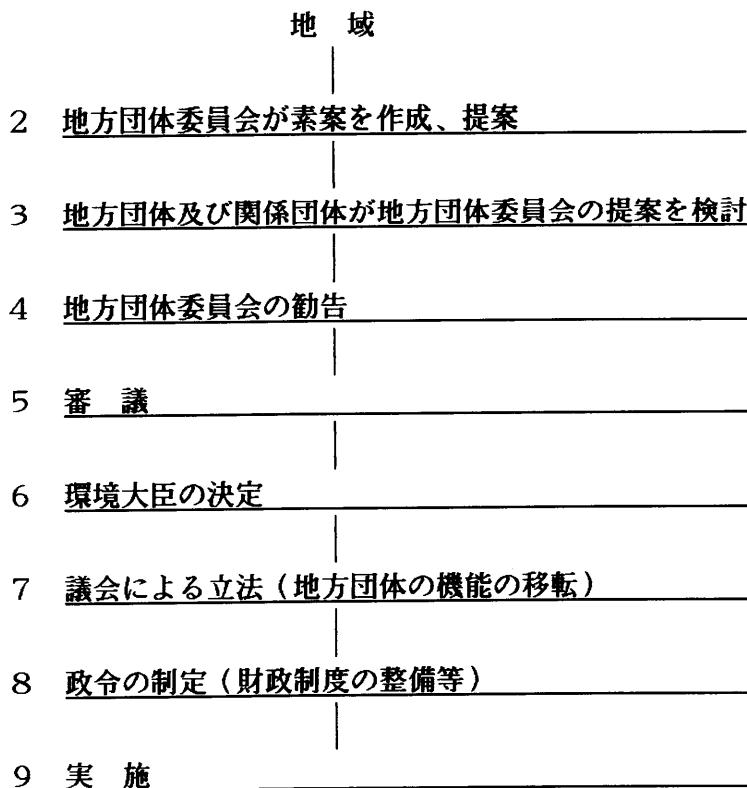
ごみ廃棄及び規制（ロンドン及びいくつかの大都市圏）

（原注）

- 1 県及びディストリクトに共通した行政事務
- 2 国立公園区域内における開発規制の大部分は、県及びディストリクトの代表者を含む国立公園委員会(National Parks Committees)によって運営される。レイク・ディストリクト及びピーク・パークでは、別の制度によって運営される。
- 3 このサービスは、2つあるいは3つの県をカバーする公安委員会によって行われる。
- 4 この機能は、旧大ロンドン県地域においてはイングリッシュ・ヘリテージ(English Heritage)が果たしている。
- 5 大都市圏においては、旅客輸送局(Passenger Transport Authorities) 及び大都市圏ディストリクトの共同事業
- 6 ロンドン計画諮問委員会(the London Planning Advisory Committee)は、ロンドン全体の都市計画に関して環境大臣に助言を行う。
- 7 環境大臣は、大都市の警察、内ロンドン簡易裁判所(the Inner London Magistrates' Courts Service)、及び内ロンドン保護観察所(the Inner London Probation Service)を特に所掌している。
- 8 この機能は、旧大ロンドン県地域においては、ロンドン交通公団(London Regional Transport in the Greater London area)によって運営される。

## 付属資料B 実施スケジュール

- 1 政府は地方団体委員会(Local Government Commission)に命じ、各地域ごとに検討していくためイングランドをいくつかの地域に分ける。政府は、地方団体にさまざまな行政を所管させるため、それにふさわしい地方団体を検討するための基準となる地方団体の概要を発表する。



## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ル	発 刊 日
第44号	「イングランドにおける地方団体の構造」協議書	1992/ 3/30
第43号	米国連邦政府1993年度予算案について	1992/ 3/30
第42号	フランスの広域行政 -その制度、実態及び新法による改革-	1992/ 3/13
第41号	フランスの下水道 -第1部 制度的枠組みと改革の動向-	1992/ 3/ 6
第40号	英国の監査制度	1992/ 1/31
第39号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1992年度ニューヨーク市予算-	1991/11/13
第38号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -1991年ニューヨーク市財政危機-	1991/11/13
第37号	ニューヨーク市財政制度と財政危機 -ニューヨーク市財政制度-	1991/11/13
第36号	英国における社会福祉	1991/10/17
第35号	英国における教育	1991/10/17
第34号	米国におけるべき地医療施策	1991/ 9/20
第33号	「地方団体のための新税」協議書	1991/ 8/ 9
第32号	ニューヨーク州「納税者訴訟」制度 -その制度と日米比較-	1991/ 7/ 5
第31号	英国の1991年統一地方選挙	1991/ 6/14
第30号	ウィディコム委員会報告と1989年地方自治住宅法	1991/ 5/24
第29号	米国の地方公共団体の種類と機能	1991/ 4/27